

## 避難解除等区域復興再生計画の進め方について

24年6月22日

復興庁

### 1 避難解除等区域復興再生計画

福島復興再生特別措置法に基づき、基本方針に即して、県の申出により国が策定する計画。

避難解除区域等の復興再生を推進するために、産業の復興・再生、公共施設の整備、生活環境の整備等に関する内容を定める。

### 2 避難解除等区域復興再生計画の進め方（案）

（7月（メド））

- 素案について、県及び市町村へ意見照会  
（説明会等による説明も実施）

（8月（メド））

- 福島県知事から計画策定の申出（法定）  
（○修正した素案について、県及び市町村へ再照会（説明））

（9月（メド）以降）

- 計画案について福島県知事からの意見聴取（法定）  
（福島県は関係市町村の意見聴取）
- 内閣総理大臣による決定

（※以上のスケジュールは、今後の調整等により変更される場合があります。）